

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2725号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

虫送りの夜 (三重県)



も く じ					
随 想	情 報	政 策	政 策	活 動	活 動
「国と地方の協議」で藤原会長が農山漁村の活性化施策を要請……………(2)	高齢者医療制度改革会議で藤原会長が意見陳述……………(2)	一括交付金は11年度以降から段階実施―政府が「地域主権戦略大綱」を閣議決定……………(3)	地方自治法の抜本改正に向けて基本的考え方を公表―総務省 地方行政検討会議……………(6)	町村Navi……………(8)	町村週報主要索引(平成22年4月～6月)……………(10)
日本縦断ヒッチハイクの旅……………(11)	沖縄県金武町長 儀武 剛……………(11)				

閑話休題

幼児は天才である

筑波大学名誉教授

村 上 和 雄

人生において幸せなことは、尊敬する師や目標となる人を持つことである。私の師の一人は、京都大学第16代総長を務められた平沢興先生である。

先生は大変優れた医学者であると同時に、すばらしい教育者であった。そして、脳科学者としての長年の経験から「人間は誰でもすべて、無限の可能性を秘めてこの世に生まれてくる。特に、幼児はすべて天才である」。これは、平沢先生の口癖であった。晩年、特に力を尽くしたことの一つに、家庭教育の普及運動があげられる。

先生は、早くから脳科学に基づく深い洞察によって、人間の基本的な性格は幼児の時期に形づくられるという考えから、幼児教育の意義、そして母親の役割の重要性を痛感していた。京都大学総長を退任した後、「全日本家庭教育研究会」初代総裁に就任した。その時、教育者としての余生を、この運動に捧げるといふほどの意気込みだったという。

そして、「母よ／尊い母よ／日本の子らに美しくたくましい魂を／世界の子らに誇らしく清らかな心を／偉大な母よ」という言葉を揮毫している。

当時、教育における本質的な役割として、「母」の存在をうたいあげた人は誰もいなかった。平沢先生のこの呼びかけは、医者として、教育者として真剣に教育を考え続けてきた人の、祈りに近いものだった。

先生が集大成した教えは、①親は、まず、暮らしを誠実に ②子供には楽しい勉強を ③勉強は、良い習慣づくり ④習慣づくりは、人づくり ⑤人づくりは、人生づくり。

実にやさしい、簡単な言葉で平沢先生は、自らの信条を述べている。ここには、ただ、功利的に子供の成績の向上を期待するのではなく、何より親自身が、自分たちの生活の姿勢を見つめ、誠実に日常生活に向き合うことが大切であることを説いている。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

活 動

「国と地方の協議」で 藤原会長が農山漁村の活性化施策を要請

「国と地方の協議（第3回）」が6

月21日、内閣総理大臣官邸で開催され、本会の藤原忠彦会長（長野県川上村長）をはじめ、地方六団体の代表が出席した。政府側からは、菅直人総理大臣、仙石由人内閣官房長官、原口一博総務大臣らが出席した。今回の会合は、22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」について、事前に意見交換を行うために開催され



▽国と地方の協議の場

たもの。

藤原会長は、はじめに「平成の合併」について、地域に与えた影響はマイナス面の方が大きいと指摘、疲弊した地域を立て直すためにも、農山村の再生・活性化に向けた効果的な施策の積極的な実施を求めた。次に、「一括交付金」について、

高齢者医療制度改革会議で藤原会長が意見陳述

厚生労働省の高齢者医療制度改革会議（第7回）が6月23日、開催され、本会から藤原忠彦会長（長野県川上村長）が出席、18日の常任理事会で決定した「高齢者医療制度改革に関する意見」（第2724号・2頁に掲載）を提出し、意見を述べた。

高齢者医療制度改革の基本的な方向では、現行制度は完全に定着していることから、大幅な制度改革によって現場を混乱させて欲しくないとした上で、制度の根幹や良い点は残すべきであるとした。次に運営責任については、広域化で運営されて

財政力の弱い団体や年度間の変動が大きい市町村に対する配慮が大きく後退しているとした上で、小規模自治体においても必要な事業が円滑に実施出来ることを明確にするよう要請した。また、「道州制」について、現行の都道府県よりはるかに広大になる

いる点は引き継ぐとともに、都道府県が担うことを明確にすることを求めた。また65歳以上の方を新たな制度の対象とするのであれば、例えば、現



△会議に出席した藤原会長

道州制では、住民自治の機能が大きく低下し、中央集権がより強化されることや、道州間による格差の拡大、市町村合併と同じく道州の周辺部が寂れること、さらには道州制のもとでの基礎自治体として、市町村合併を強制するようなことになるれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどることになりかねないと懸念を表明し、何ら議論することなく、唐突に道州制の検討を織り込むことに賛意を示すことは出来ないと強く主張した。

在の前期高齢者の財政調整の仕組みを残すなど、現行制度の根幹を維持し、国保の負担増を避けるべきであるとの全国町村会の主張を述べた。

次に市町村国保の広域化の推進を訴える一方で、広域化による負担増を心配する声もあることから、諸課題の解決を図りつつ、広域化に取り組むべきであるとした。また新制度への移行にあたり、市町村における準備にしわ寄せが来るということがないよう、準備期間を十分に確保することを要請した。

政 策

政策解説

一括交付金は11年度以降から
段階実施

—政府が「地域主権戦略大綱」を閣議決定—

政府は6月22日の閣議で「地域主権戦略大綱」を決定した。「一括交付金化」では、地方の自由度拡大のため「ひも付き補助金等」を各府省の枠にとられずブロック化し、投資関連は2011年度、経常関連は12年度以降に段階的に実施。また、「国の出先機関の原則廃止」では、事務・権限仕分けの上、年内にも「アクシオン・プラン」を策定するとした。さらに、「地方政府基本法」に向け、「自治体の基本構造」について法律で選択肢を用意する仕組みを検討、順次、地方自治法改正案を提出する方針を示した。このほか、「道州制の検討」も明記した。同「大綱」は、民主党政権が掲げた「地域主権」改革について、今後2～3年の間に取り組む方針を政府として正式決定したものの、今後の町村の地方行政に大きな影響を及ぼす事項も多く、今後の具体化が注目される。

「道州制の検討」も盛り込む

地域主権戦略大綱は、「地域主権改革の全体像」「ひも付き補助金の一括交付金化」「国の出先機関の原則廃止」「地方政府基本法の制定」「自治体間連携・道州制」「義務付け・枠付けの見直し等」「基礎自治体への権限移譲」など10章で構成。

初めに、「地域主権改革」について、住民に身近な行政は自治体が自主的・総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことができるよう

にするための改革と定義。併せて、地域主権改革が進展すれば「自治体間で行政サービスに差異が生じてくる」として、「首長・議員を選ばず住民の判断と責任」の重大さも強調した。さらに、2012年夏に「地域主権推進大綱」(仮称)を策定するとした。

「一括交付金化」では、「各府省の枠にとられず、ブロックの政策目的の範囲内」で住民自身が考え決めることができるようデザインされねばならないと指摘。その上で、①一括交付金化する「ひも付き補助金等」の対象範囲は最大限広くとる②補助

金・交付金等のうち投資に係るものは2011年度、同経常に係るものは12年度以降それぞれ段階的に実施するとした。また、地方の自由度拡大のため「国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小」することも明記。併せて、配分総額について①地方の安定的な財政運営に配慮②現行の条件不利地域等に配慮③総額は、対象補助金・交付金等の必要額により設定するとした。さらに、配分に当たっては①自治体の事業計画に基づく配分②客観的指標による配分を用いるとともに、団体間・年度間の変動が大きい市町村に配慮するとした。

「国の出先機関の原則廃止」では、個々の事務・権限について「補完性の原理」から「国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き地方自治体に移譲する」との原則を明記。また、地方移譲は全国一律・一斉でなく、「地方の発意による選択的实施」も打ち出した。その上で、①自治体へ移譲②選択実施を踏まえ可否を判断③国に残す④廃止・民営化⑤との「事務・権限仕分け」の4区分に沿って各府省が8月までに「自己仕分け」を実施。年内を目途に「アクシオン・プラン」を策定し、11年通常国会にも法案を

政 策

※参考 「義務付け・枠付けの見直し(第2次見直し)」について

	項目ベース					条件ベース				
	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き検討	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き検討
		勧告どおり実施	勧告の一部実施				勧告どおり実施	勧告の一部実施		
内閣官房・内閣府	30	27 (90%)	23	4	3	77	64 (83%)	61	3	13
警 察 庁	5	4 (80%)	3	1	1	8	7 (88%)	6	1	1
文 部 科 学 省	8	4 (50%)	3	1	4	11	4 (36%)	4	-	7
厚 生 労 働 省	43	38 (88%)	29	9	5	102	80 (78%)	64	16	22
農 林 水 産 省	62	46 (74%)	17	29	16	117	77 (66%)	52	25	40
経 済 産 業 省	6	4 (67%)	4	-	2	11	5 (45%)	5	-	6
国 土 交 通 省	169	147 (87%)	120	27	22	326	230 (71%)	208	22	96
環 境 省	47	38 (81%)	10	28	9	96	61 (64%)	34	27	35
計	370	308 (83%)	209	99	62	748	528 (71%)	434	94	220

(注) 内閣府において集計したものを。

また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

を盛り込んだ。また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

が安定的な地方税体系の構築と、地方交付税の本来の役割発揮など一般財源総額の確保も明記した。

「一括交付金の「総額確保」には懸念も

提出するとした。「地方自治法」(地方自治法の抜本見直し)では、総務省の地方行政検討会議(議長・原口博総務相)での検討を踏まえ、順次、改正法案を提出する。「大綱」は、現行の地方自治法について、自治体

の種類・規模にかかわらず長と議会の関係を含め「地方公共団体の基本構造を一律に定めている」と指摘。このため、「法律で定める基本的な枠組みの中で選択肢を用意し、地域住民が自らの判断と責任によって選択する仕組み」を検討するとした。

その上で、現在、同会議で検討されている①議会制度②監査制度③財務会計制度について検討事項を整理した。具体的には、議会では①幅広い住民が議員活動できる環境整備②議員同士・議員と住民の議論等による議会審議充実③議会と長が対立した場合の解決方策などを挙げた。監査制度では、内部と外部の監査に再構築することなどを盛り込んだ。

また、「地方税財源の充実確保」の一章を立て、地方消費税など税収

一括交付金の「総額確保」には懸念も

地域主権戦略大綱の閣議決定を受けて、地方六団体は22日、「大綱」が当初予定どおり6月中に閣議決定されたことは「管内閣においても地域主権を強力に推進していく姿勢が明確に示されたもの」と評価する共同声明を発表した。その評価の背景

政 策

には、突然の鳩山内閣の崩壊で、政府内では一時、大綱決定を参院選挙後にする方針を固めた。しかし、先送りすると一括交付金の来年度導入が困難となるなど地域主権改革の全体スケジュールが崩壊する懸念もあり、原口総務相の強い意向で急ぎよ取りまとめた経緯がある。

とはいえ、「大綱」に盛り込まれた「一括交付金化」「国の出先機関の原則廃止」は骨組みだけで、今後の具体化では各府省の抵抗が一段と強まるのは必至だ。さらに、町村にとっても多くの懸念材料が含まれている。

例えば、地域主権戦略会議では4月に「一括交付金化」をめぐり地方三団体からヒアリングした。同席で、全国町村会の汐見明男副会長（京都府井手町長）は、地方の自由度を高める趣旨には賛意を示す一方、三位一体改革と同様に地方交付税総額が大幅削減される懸念を強調。総額確保のため、「総理大臣出席の上、国と地方の協議の場で決定すべきだ」と訴えた。このほか、①投資的経費では社会資本の整備状況を考慮②一括交付金が自主財源であることを法制化③電源立地対策交付金など特定地域分は対象外とする―ことなどを求めた。

総額確保では、同席した古田肇岐（ふるたはるき）知事も三位一体改革を例に「一括交付金化を国の一方的な財源捻出の手段とするな」と厳しく迫った。今回、決定された「大綱」では「総額確保」がどこまで担保されるかなお不透明だ。さらに、菅内閣は「財政運営戦略」を閣議決定するなど「財政再建」に大きく舵を切っている。「三位一体改革の悪夢」再来は、今後也要注意といえそうだ。

自治体構造の「選択肢」には「西尾私案」も？

「地方政府基本法」で打ち出した「地方公共団体の基本構造を選択する仕組み」の具体内容は、今後、総務省の地方行政検討会議で検討されるが、これも町村のあり方そのものに大きな影響を与える事項が多く盛り込まれている。

同会議が掲げた検討課題には、①二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化②基礎自治体の区分の見直し③住民投票制度④長の多選制限―など大胆な項目が挙がっている。現在は、議会と監査制度のあり方を中心に検討しているが、一時、橋下徹大阪府知事が提唱した「議会内閣制度」も相上りのぼった。

この「選択」と「多様化」は、実は第29次地方制度調査会の答申で登場した。「平成の大合併」後の小規模町村の行政対応のため「選択により事務の一部を都道府県が代わって処理」する制度創設が盛り込まれた。実は、これは市町村合併に関連して提案された、いわゆる「西尾私案」の制度化であり、同案は全国町村会等の反対で実現していない。しかし、地方行政検討会議の議長でもある原口総務相は、今年1月の初会合の席で「（中央政府が）机上で議論し、それを全国一律に押しつけるのではなく、できるだけ多様で、自ら選択できる制度を目指したい」と述べるなど現行の自治制度の抜本改革に意欲を示した。同時に、「大綱」は、地域主権改革が進展すれば「地方公共団体間で行政サービスに差異が生じる」ことも明記した。このため、首長や議員を選ばず住民の判断・責任の重要性を強調している。これらの「基本構造の多様化」が貫徹されると、これまでの町村の「行政風土」も変質を迫られる事態が生じる予感もする。

さらに、「大綱」では「道州制」も盛り込まれた。広域行政課題への対応の一環として「道州制」についての検討も射程に入れていく」との指

摘にとどめ、原口総務相は「道州制」について、全国一律の制度化ではなく各地域の主体性を尊重するとの考えを強調する。しかし、同相は「道州制基本法」の来年通常国会への提案の意向も繰り返し表明している。「道州制」は半世紀以上にわたり議論「提言」が繰り返されてきたが、今回は、これまでの抽象的な「この国のかたち」論と異なり、目の前に「出先機関改革」の「受け皿」整備という現実的な目標がある。そして、関西や九州では、その受け皿整備に向け動き始めている。

「大綱」を決める前日21日に開催された事実上の「国と地方の協議の場」で、藤原忠彦（ふじはらただひこ）全国町村会会長、野村弘（のむらひろ）全国町村議長会長は、そろって道州制では住民自治の機能が低下、新たな市町村合併の強制に発展すれば多くの農山漁村は衰退の一途を辿る、などと強い懸念を示したといわれる。（2頁参照）

「大綱」に盛り込まれた数多くの施策の具体化が迫られる参院選挙後、民主党政権が打ち出した「地域主権改革」は正念場を迎えるが、町村側も覚悟をもった対応が求められそうだ。

（自治日報記者 井田正夫）

地方自治法の抜本改正に向けて 基本的考え方を公表

総務省はこのほど、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」をまとめた。同省の地方行財政検討会議（議長・原口一博総務相）での議論等を踏まえまとめたもの。同考え方では、「議会内閣制」などが注目を集めた自治体の基本構造のあり方について、憲法の伝統的な解釈の範囲内で現行の制度と異なる基本構造を選択できるようにする場合に、①議会が執行権限の行使に事前段階からより責任を持つ②議会と執行機関それぞれの責任を明確化する③の二つの方向で見直すことが考えられ、それぞれのメリット・デメリットを検討するとした。一方で、不適正経理の広がりなどを受けた監査制度の見直しでは、現行の監査制度、外部監査制度は廃止を含めゼロベースで大胆に制度を見直し、再構築すべきだと提言した。

自治体基本構造、二つの方向で見直し

同検討会議は、「地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため」（2010年1月1日総務大臣決定）、設置されたもの。今年4月の第3回会合で原口議長が地方自治法抜本見直しの「基本的考え方」を、今夏に策定する「地域

主権戦略大綱」に盛り込む意向を示し、二分科会の両主査に考え方のタタキ台を作成するよう要請。5月に開かれた第4回会合で、両主査によるタタキ台が、6月の第5回会合でタタキ台を基に総務省が作成した基本的な考え方案が提示されていた。今回まとめた「基本的な考え方」では、地方自治体の基本構造のあり方について、自治体の組織及び運営や住民自治の仕組みについての基本的事項

は、日本国憲法第92条に基づいて法律で定められるべきとする一方、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組めるようにする観点からは、自治体の組織及び運営や住民自治の仕組みについても、「法律によって定められる基本的事項の枠組みの中で可能な限り選択肢を用意し、地域住民自身が選択できるような姿を目指すべき」とした。その上で、「地方自治法の抜本見直しにおいては、日本国憲法の伝統的な理解に沿った二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るかを検討していく」とした。

これを踏まえ「考え方」は、現行の基本構造の見直しについて、憲法の伝統的な解釈の範囲内で現行の制度と異なる基本構造を選択できるようにする場合に、現行の基本構造を①議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任を持つようなあり方②議会と執行機関それぞれの責任を明確化することによって純粋な二元代表制の仕組みとするあり方の二つの方向で見直すこ

とが考えられ、それぞれのメリット・デメリットを検討するとした。

その上で①の方向については、議員が執行機関の構成員として参画するという制度の導入も考えられると打ち出した。「例えば」として、現行の地方自治法は議会の議員が長、副知事・副市町村長、自治体の常勤職員と兼職することを禁止しているが、一部の自治体からはこれを許容すべきとの提案があると紹介。さらに、イギリスの制度では議員が住民の直接選挙で選出する長の下に構成される執行機関の構成員を兼職する形態の自治体が存在すると紹介した。ただ一方で、議会と長の役割・権限を考えれば、議員が執行機関に参画し、長の指揮監督下に入ることは問題があるとの指摘や、長のみ権限強化や相互牽制機能の低下につながる恐れがあるとの指摘があることも付け加えた。

一方、②の方向については、執行機関に対する事後の関与として検査権・調査権を拡充する、また、事後の関与の結果を踏まえて必要な措置を講じることができるよう、条例制定範囲を従来以上に拡大し、これまで長の権限として規則等で定められていた事項も条例事項にするということも考えられるとした。さらに、「この考え方に立つときには、議会の招集権、議事堂の管理権、議会の予算執行権は、自ずから議会側が有することになる」とした。

政 策

なお、自治体による基本構造の選択可能性については、地方自治法が選択肢を提示する場合、全ての自治体を想定するのか、あるいはこれを選択する自治体として想定するのは都道府県が市町村か、また、規模の大きな自治体か小さな自治体かといった論点があることにも留意が必要と付言している。

他方で議会のあり方の見直しについては、現在の議員構成が「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかという指摘もあることに言及。真の意味での住民自治の確立のためには、幅広い住民が議員として活動を行うことができるようにすることが必要で、そのための環境整備(休暇制度、休職制度、復職制度)や、夜間、休日等に議会を開催するなどの工夫を進めることが考えられ、今後、具体的な方策について検討を進めるとした。

また、都道府県議員の選挙区が一律に郡市の区域によるとされていることについて、市町村合併が進んだ今日、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすべきとの提言があることに触れ、「今後検討を進める」とした。さらに、「都道府県議員をはじめ、地方議員の選挙制度については、個人本位の選挙制度になっているが、政策本位、政党本位の

選挙制度に変更すべきではないか、また、そのような方向で選挙制度を変更した場合の地方政治への影響をどのように考えるかなどの論点、さらに、町村の選挙を含め、選挙公営のあり方についてどう考えるかといった論点についても併せて検討を行う」とした。

このほか、議員の位置付けについても「議員が住民から選挙で選ばれ、その活動内容が幅広いという特性から『公選職』として位置付けるべき」という提言があるが、議会の果たすべき役割に加え、議員の職責・職務等を法律上明らかにすべきかどうか、また、この点が明らかでないことよって議員としての活動にどのような支障が生じているかを含め、今後、議論を行う」とした。

監査制度は廃止も言めて見直し再構築

一方、監査制度と財務会計制度をめぐっては、一昨年以来、広範囲の自治体において国庫補助事業に係る不適正な経理処理が行われていたことが会計検査院の検査によって判明し、これを契機に多くの自治体で全庁的調査を行った結果、不適正な経理処理が広がっている事実が明らかになったと指摘。これらを踏まえると、監査委員制度、外部監査制度からなる自治体の監査制度が有効に機能しているのか疑問

も多いと指摘するとともに、現行の監査委員制度の課題として独立性・専門性の限界を、外部監査制度の課題として専門性・組織性の限界をそれぞれ指摘した。

その上で、これらの諸課題は、現行制度そのものに内在する課題であり、制度の運用のみでは根本的な解決は困難だと指摘。このため、現行の監査委員制度、外部監査制度については、廃止も含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すこととし、制度を再構築すべきと提言した。また、再構築に当たっては、自治体の内部の主体が担う監査と、自治体の外部の主体が担う監査を設けることすべしとし、それぞれの監査主体が担う監査の対象・観点は、制度上も明確に区分される必要があるとした。

このうち、自治体の内部主体が担う監査に関し、自治体でも株式会社と同様に、事務の処理の適正の確保は、監査のみではなく、執行機関の内部に、執行機関の事務の処理の適正の確保のための体制を構築し、これと相まって達成すべきという考え方もあった。その上で、これらの考え方を踏まえ、自治体の内部の主体が担う監査の制度設計及び自治体の内部統制システムのあり方について今後具体的な検討を進めるとした。一方、外部監査のあり方については、監査対象からの独立性が求められるため、外部の監査主体には自治体の補助機関に依存しない体

制、つまりは組織的な外部監査体制の構築が求められると提言。こうした要請に応える方策として、イギリスの監査委員会のような機関が監査にかかわっていくことが考えられるが、具体的な制度設計を今後検討するとした。

また、監査を担う人材確保の重要性を強調。その上で、人材を確保するため資格制度のほか、自治体から独立した機関、複数の自治体が共同して設立した機関に人材を集約する制度についても検討する必要があると提言した。

さらに、監査の基準について、自治体の外部の主体が担う監査ではもちろん、内部の主体が担う監査でも監査に係る公正で合理的な基準を全国的に統一した形で設定すべきとの指摘があるとし、この点も検討を進めるとしている。

●資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。

住友信託銀行

私たちが資産を守るパートナーです。

金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちはお客様のパートナーとして、世代を超えて、お付き合いさせていただいております。まずはお気軽にご相談ください。皆さまの来店を、心よりお待ちしております。

資産の話をしませんか。

信託世代の住友信託銀行

町村Navi

岩手県紫波町

CO₂削減にクーポン券

町は今年度から、循環型エコプロシエクト推進事業を実施している。ペットボトルキャップの回収など二酸化炭素排出削減の取組みを行った町民等に対し、町が発行するクーポン券を支給する。100年後の子どもたちに紫波の豊かな自然を残すのが狙い。

町が発行する商品券は、「紫波エコbeeクーポン券」。500ポイント券と、1000ポイント券の二種類があり、有効期間は、発行日から1年間。町では、独自に、「ごみの減量やりサイクルなど環境に良い店づくりをしている小売店舗を「エコ・ショップしわ」として認定しているが、クーポン券は、エコ・ショップしわ認定店（現在11店舗）で1ポイント1円で利用できる。

町では、循環型エコプロシエクト推進事業で期待される効果として、①低炭素社会の推進②クーポン券の利用による町内経済の循環③エコ・ショップの拡大とPRRを挙げ、CO₂排出削減目標に3114トン掲げている。

茨城県大子町

中学生の子宮頸がんワクチンを全額助成

町は今年度から町内の中学生を対象に子宮頸がんの予防接種費を全額助成する。6月議会に提案した関係補正予算約400万円が成立。町では、現在、受付の準備を進めており、夏にも助成

を始める方針だ。

助成対象は中学1年生だが、初年度の今年度は2年・3年生も含めた全中学生208人等を対象とした。助成額は1人当たり合計5万1,000円（一回1万7,000円×3回接種）で、希望者は「予診票」を町内の医療機関に持参することで無料で接種できる。子宮頸がんはウイルス感染で発病するためワクチン接種で「予防できる唯一のがん」ともいわれる。しかし、予防接種の費用が高額なこともあり、全国的にも普及していない。

大子町では「子育て支援日本一の町」を目指して、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の整備に力を入れている。その一環として、「子育てサポーター」「地域子育て支援センター」「子育て支援住宅」「障害児日中一時支援」「小中学校の給食費無料化」など様々な取り組みを進めている。

奈良県田原町

商工会と災害時の緊急物資供給協力協定書を締結

町と町の商工会はこのほど地震など災害等が発生した場合等に、被災者の救援に必要となる生活関連物資の供給協力について協定書を締結した。被災者の生活の早期安定を図るのが狙い。

協力の内容は、①食糧・飲料水の確保、提供②衣料品等生活必需品等の確保、提供③医薬品の確保、提供④教材等の確保、提供など。費用負担は原則有償で、災害発生直前時の適正価格で田原町が負担する。

調印式は田原町役場2階の町長室で実施。その中で寺田典弘町長は、「ただいま結んだ災害協定は田原町商工会の社会貢献活動の一環ということだが、商工会さんのような様々な業種の個人事業所や企業団体等が加盟されている団体に「協力」いただけることは、町にとって誠に強力な援軍だと大変心強く思っています」と挨拶した。

岡山県矢掛町

「矢掛町ブランド」認定で地域活性化

町は、矢掛町ならではの品質を持つ特産品16品目を「矢掛町ブランド」に認定。矢掛町ロゴマークも発表した。

旧山陽道の宿場町として栄えた矢掛町には、歴史と文化の中で育まれた特産品も多いが、知名度に弱みがあった。このため、「矢掛町ブランド」の認定で、事業者と町が共同して「矢掛町ブランド」を全国発信し、町のイメージアップと地域活性化・農業振興・観光振興を図ることになった。

認定対象は、町内の事業所等が作成する一次産品や加工品などで、有識者や町民代表による「矢掛町ブランド認定委員会」が審査し、町が認定（認定期間3年間・更新可）する。「ほし柿」「柚へし」「奴うどん」「健康麩」などが認定された。認定を受けた事業者は、「矢掛町ブランド」のロゴマークを使用できる。町では、ホームページや町内イベントでの販売ブース確



保、物産展等への出品などの支援を行う。さらに「重点的育成産品」を指定し、「矢掛町ブランド」の発掘・育成事業も展開する。

福岡県篠栗町

高齢者が行う高齢者介護支援ボランティアに交付金

町は今年度から、高齢者が行う高齢者対象の介護支援ボランティア活動に対してポイントを与え、その年間取得ポイントに応じて「交付金」を交付する「介護支援ボランティア制度」を始めた。ボランティア活動を通じて高齢者の地域貢献を奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進することが目的。

ボランティア活動を行うことができるのは65歳以上の町民で、町への事前登録が必要。ボランティア活動を記録するカードをもらい、行った活動毎にスタンプを押していく。1時間程度の活動が1スタンプに相当し、年間50スタンプ（1日2スタンプ）が上限。1スタンプを100円に換算して「ポイント転換交付金」を交付（年間上限5000円）する。

対象となる活動は、事前に町に登録された公民館や介護保険施設等で行うボランティア活動で、①レクリエーション等の指導②お茶出しや食堂内の配膳・下膳③散歩の補助④シーツ交換など施設職員とともに行う補助的な活動などがある。町によると、6月24日現在で97人が登録しており、近く100人を超える見込みだという。

情 報

第47回全国広報広聴研究大会のご案内

◇広報力で地域の魅力を再発見～平城遷都1300年の奈良から◇

9月2日(木)～3日(金)

地域を活性化していくためには、定住人口と交流人口の増加が不可欠です。さまざまな地域がそれぞれの「歴史、産業、自然、文化、街並み、食、イベント」といった資産を再発見し、情報発信していく取り組みを行っています。その成否のカギは、だれに、何を、どのように、伝えていくのか、その広報力にあります。平城遷都1300年祭を開催中の奈良で、地域の魅力を効果的に発信する手法、すなわち広報の力を、参加者の皆さんと考えたいと思います。

開催要領

■開催日	2010(平成22)年9月2日(木)～9月3日(金)
■主催	社団法人日本広報協会、奈良県、奈良市
■後援	内閣府、総務省
■協賛	全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、奈良県市長会、奈良県町村会
■会場	なら100年会館 中ホール 奈良市三条宮前町7番1号
■日程	9月2日(木) 11:00～12:00 日本広報協会定期総会 13:00～13:30 開会式・表彰式 14:20～15:50 講演Ⅰ 「イベントにおける広報の役割 ～地域を売り込む広報戦略」 株式会社ブラップジャパン 菅井 利雄氏 16:05～17:15 事例発表 「平城遷都1300年祭の広報 ～はじまりの奈良、めぐる感動」 平城遷都1300年記念事業協会 17:30～19:00 意見交換会(自由参加) 9月3日(金) 10:00～11:50 講演Ⅱ 「地域の魅力を創出して内外へ情報発信 ～事例からシティプロモーションのヒントを探る」 東海大学文学部教授 河井 孝仁氏 11:50～12:00 閉会式

申込要領

■申込方法	会員の方は事務局から別送する「案内書・申込書」に必要事項を記入の上、事務局分室あてに郵送またはFAXでお申し込みください。間違いを避けるため電話でのお申込は受け付けておりません。 会員でない方は、日本広報協会のホームページから申込用紙をダウンロードされるか、事業部までお問い合わせください。
■参加費	会員：7,000円(税込) 会員外：11,000円(税込) 意見交換会：3,500円(税込)
■問い合わせ・申し込み先	社団法人日本広報協会・事業部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル10F 電話：03-5367-1701 FAX：03-5367-1706

※詳しくは、日本広報協会のホームページをご参照ください。
<http://www.koho.or.jp/seminar/convention/info.html>

町村週報主要索引

平成22年4月～6月
2715号～2724号

論 説

- 転換期のグリーン・ツーリズムの意義と課題 東洋大学社会学部長 青木辰司 2716 (2)
- 過疎法の延長と新たな過疎対策 早稲田大学教授 宮口伺迪 2720 (2)

里山の未来に關わる四つの選択肢

- 森林ジャーナリスト 田中淳夫 2723 (2)

活 動

- 公立学校耐震化の施設整備で緊急要請Ⅱ 全国町村会 2715 (2)
- 改正過疎法成立で国会議員と面談Ⅱ 全国町村会 2715 (3)
- 会長に藤原氏を選任：臨時総会で正副会長補欠選挙Ⅱ 全国町村会 2718 (2)
- 正副会長が鳩山総理などを訪問 2718 (4)
- 地域主権関連3法案で地方六団体ヒアリングⅡ 自民党総務部会 2718 (5)
- ひも付き補助金の一括交付金化で地方ヒアリングⅡ 内閣府地域主権戦略会議 2718 (5)
- 「国と地方の協議」で藤原全国町村会会長が意見陳述 2719 (2)
- 小沢副会長が国の出先機関改革のあり方で意見陳述Ⅱ 内閣府地域主権戦略会議 2719 (3)
- 渡邊常任理事が国保等の改正案で意見陳述Ⅱ 参議院厚生労働委員会 2719 (3)
- 齋藤政務調査委員が意見陳述Ⅱ 子ども・ 2719 (3)

政 策

- 子育て新システム検討会議作業グループ・ヒアリング 2719 (4)
- 白石政務調査委員が意見陳述Ⅱ 今後の学級編制と教職員定数の改善に関する有識者ヒアリング 2719 (4)
- 「ダム・発電市町村活性化実現大会、定例総会」を開催 2721 (5)
- 「全国森林環境税創設連盟」総決起大会を開催 2721 (6)
- 地域主権関連3法案成立求め緊急声明Ⅰ 寺島全国町村会理事などが要請活動Ⅰ 地方六団体 2722 (2)
- 高齢者医療制度改革に関する意見・口蹄疫対策に関する要請Ⅱ 全国町村会 2724 (2)
- 子ども・子育て新システムで齋藤行政部会長が意見陳述 2724 (4)
- 2010年版地方財政白書を閣議決定 2715 (4)
- 過疎法の拡充・延長について「ソフト事業」へ対象を拡大Ⅱ 前総務省過疎対策室長（現兵庫県環境担当部長） 佐藤啓太郎 2716 (6)
- 行政評価実施団体が5割超に「行政評価、行政手続、意見公募手続制度で調査Ⅰ」総務省 2717 (2)
- 災害時におけるコミュニティの「基盤」と「機能」を強化する方策等について提言Ⅱ 消防庁 2718 (7)
- 社会保障の安心を高め、税と一体的に運用する「国民ID制度」を整備 2719 (5)

随 想

- 地域主権戦略会議が「戦略大綱」へ大詰め作業Ⅱ 一括交付金、出先機関改革はなお紆余曲折も 2720 (6)
- 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進で報告書Ⅱ 総務省研究会 2721 (2)
- 生産性を高めて林業再生へⅡ 平成22年版 森林・林業白書 2722 (3)
- 65歳以上の高齢者人口が過去最高にⅡ 2010年版「高齢社会白書」 2723 (6)
- 「買ひ物弱者」が600万人にⅠ 官民連携による支援をⅡ 経済産業省研究会が報告書 2724 (5)

熱く燃えた夏

宮城県南三陸町長 佐藤 仁 2715 (12)

伊根町が伊根町として在り続けるために 京都府伊根町長 吉本秀樹 2716 (11)

椿と安住促進 東京都利島村長 梅田和久 2717 (11)

融和を図り、地の利 天の時を待つ 石川県中能登町長 杉本栄蔵 2718 (12)

川下発想 大阪府河南町長 武田勝玄 2719 (15)

地方自治体の自治能力とは 群馬県町村会長・榛東村長 真塩 卓 2720 (15)

町長への挑戦 鹿児島県長島町長 川添 健 2721 (16)

私のまちづくりの原点 静岡県吉田町長 田村典彦 2722 (12)

販売のころ

青森県板柳町長 館岡一郎 2723 (15)

「斜陽」のルーツ 滋賀県町村会長・愛荘町長 村西俊雄 2724 (15)

フ ォ ー ラ ム

- 「食の文化祭」で地域の食文化を掘り起こす 宮城県加美町 2715 (6)
- 東通村の教育改革「教育環境デザインひがしどおり21」の挑戦 青森県東通村 2717 (4)

- この村であなたの「星」を見つけてくださいⅠ マイスターズ登録者8、538人 にⅠ 北海道初山別村 2719 (8)
- 大豆焼酎「嘉島」誕生Ⅰ 嘉島大豆をブランド化Ⅰ 熊本県嘉島町 2720 (9)
- 進取の気性をいまに受け継ぐ地域おこし 高知県檜原町 2721 (7)
- 現代ゆいの提唱Ⅰ 上下流の協働で再生する水源の里Ⅰ 愛知県東栄町 2722 (6)

- 「人づくり」からの「まちづくり」Ⅰ 教育の魅力で全国から人を呼ぶⅠ 島根県海士町 2723 (9)
- 笑顔があふれるまちながいずみⅠ 子どもが輝き子育てが楽しい心ふれあつまちをめざしてⅠ 静岡県長泉町 2724 (8)

情 報

- 町村Navi 2715、2716、2717、2718、2719、2720、2721、2722、2723、2724 新任都道府県町村会長の略歴 2719 (13)、2720 (14)、2724 (14)
- 里山からの便り① NPO法人INE OASA 皆田 潔 2721 (14)

随 想

随 想

日本縦断
ヒッチハイクの旅

沖縄県金武町長 儀武 剛



人生の転換期という言葉をよく耳にするが、私にとってそれはいつだったかと振り返ってみると、二十歳になったとき自分に課した挑戦だったように思う。その頃は南九州大学で園芸を学ぶ学生で、青春真っ盛りの時代だった。二十歳になり、大人の仲間入りをした自分に今何ができるのか。何か人生最大の挑戦がしたいと、大学のある宮崎から日本縦断の旅を決意した。

学生で力ネのない時分、移動の手段はもちろんヒッチハイク。着替えや寝具、行き先を書くためのスケッチブックなど、旅に必要な最小限の荷物をリュックに詰め、いざ旅に出た。宮崎からヒッチハイクで北上し、福岡へ。車を乗り継ぎ、広島、岡山、大阪をとおる中部地方へ入った。横浜では、車に乗せてもらっただけで

なく、栄養でもつけるよと三千円を差し出してくれた方もいた。もちろん「お気持ちだけ頂きます。」とお礼を言ってお金を降したが、その人も車から降りてきてシャツのポケットにお金を入れて去っていった。そこから太平洋側を北上して東北地方を目指し、青森からフェリーで北海道へ渡った。北海道でもたくさんの方々にお世話になった。日本海側を通る帰りのルート。金沢でヒッチハイクした際、車に乗せてもらった方に言われた言葉が頭に残った。

「あなたはなぜこの世に生かされているのか常に問い、あなたがこの世に生きた証しをつくれるような人生を送れ。」

この旅をしていなかったら、この言葉は胸に響かなかったかもしれない。しかし、この旅でたくさん苦

労もして、たくさんの方々にお世話になり感謝の気持ちでいっぱいだった自分には、とても大きな印象となったのだと思う。

四十日間にも及んだこの旅を終え、それから二十年が経ち、その間に地元の金武町役場に就職、結婚もし、三人の子どもにも恵まれた。この二十年の間に自分の生活も変化したが、世の中もめまぐるしく変化していった。この頃は仕事も充実し、財政係長として重要なポジションも任されていた。しかし、二度目の成人と言われる四十歳を迎え、人生の岐路に立ったとき、あの日本縦断の旅の途中に言われた「なぜこの世に生かされているのか、生きた証しをつくれるような人生を送れ。」のあの言葉が頭をよぎった。人と人とのふれ合いが希薄になり、痛ましい事件、事故が増える世の中であって、PTA活動や地域活動、そして町職員として公職に従事する中で、この町をもっと住みやすい、明るい町にしたいと、町長就任への思いを抱くようになった。

まだまだ、若年で政治の経験があったわけではないが、周りの後押

しもあって立候補を決意した。そして、応援して下さった方々のおかげで当選を果たし、当時では県内最年少の市町村長となった。

はじめのうちは、右も左も分からなかったが、職員一丸となってまちづくりを努め、様々な施策も実を結んできた。その評価もあって、今年四月には三期目を迎えることができた。

現在、本町では米軍基地ギンバル訓練場返還に伴う跡地利用計画という大きな事業を抱えている。この訓練場跡地には地域医療施設やリハビリ関係施設、観光体験農園などの施設を計画している。この事業によって米軍基地の整理縮小を図り、基地経済からの脱却、自立経済の確立を目指し、町民の雇用拡大と地域活性化の起爆剤となると確信している。

町民憲章にあるように、活気あふれる産業のまち、健康で思いやりのある福祉のまち、水とみどり豊かな平和なまちの創造を目指し、ヒッチハイクの旅で得たチャレンジ精神を胸に、身を粉にして邁進していきたい。

今年の夏は、ふたつのサマー。



1等・前後賞合わせて3億円

サマー
ジャンボ

1等 2億円 前後賞 各5千万円 2等 1億円



新登場!

1000万
サマー

同時
発売

1000万
サマー

1等 1千万円 × 600本

2010年市町村振興宝くじ

7月7日(水)発売

発売期間:7月7日(水)~7月30日(金)
抽せん日:8月10日(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会